

特定非営利活動法人 吉野スポーツクラブ会員会則
改正 平成23年2月5日

(名称)

第1条 この会則は「NPO法人吉野スポーツクラブ会員会則」(以下「会則」という。)と称する。

(目的)

第2条 この会則は、NPO法人吉野スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)定款第6条から第12条に基づき正会員、活動会員及び指導者の規定及び、会員の入退会や会費などに関する事項を定め、会員の健康の保持増進とスポーツ活動の促進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 会員資格は、会費を納入後、クラブ事務局で所定の手続きを経て会員カードが手元に届いた時点で資格を得る。

2 会員資格期間は、会員資格取得日からその年の年度末(3月31日)までとする。

3 会員の申込は、随時受け付ける。

4 正会員

(1) 正会員とは、クラブの目的に賛同して入会し、クラブの運営、企画等の活動を推進する個人及び団体。

(2) 正会員は、総会の議決権を有する。

(3) 正会員は、クラブが主催する事業に参加することが出来る。

(4) 正会員の対象は18歳以上とする。

(5) 団体での正会員資格は、団体代表者1名とする。

5 活動会員

(1) 活動会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催及び連携するクラブ活動、教室活動、クラブ事業に参加する者をいう。

(2) 活動会員の住居、年齢は問わない。

6 指導者

(1) 指導者とは、クラブ指導者として登録し、所定の手続きを得て認定されたものをいう。

(2) 指導者は、クラブが開催する指導者研修会に参加する義務を要する。

(3) スポーツ教室、種目に代表者を選任する。(年度毎)代表者は所定の会議に出席する義務を要する。

(4) 指導者は、クラブ内指導者及び、外部指導者に仕分ける。

I : クラブ内指導者

① クラブ会員であること。

② 指導しながら、クラブのスポーツ活動に参加できる。

③ クラブからの派遣で大会に参加できる。

④ 事故に対しては、クラブのスポーツ保険の補償範囲内で適用する。

II : 外部指導者

① クラブ会員でないもの

② 指導のみで、クラブのスポーツ活動に参加できない。

③ クラブからの派遣及び、大会等に参加できない。

④ 事故、災害、疾病に対してクラブとして責任を負わない。(自己責任)

第4条 会員の会費は次のとおりです。

(1) 正会員 入会金2,000円、年会費10,000円

(2) 活動会員

I：年会費

- ・町内（在住・在勤）おとな（高校生以上） 3,000 円+スポーツクラブが定める保険料
- ・町外 おとな（高校生以上） 5,000 円+スポーツクラブが定める保険料
- ・子ども（小・中学生） 2,000 円+スポーツクラブが定める保険料
- ・幼児及び障害者手帳をお持ちの方1,000 円+スポーツクラブが定める保険料
- ・ファミリー（町内同一世帯・無制限）8,000円+スポーツクラブが定める保険料

① 年会費は、新規入会時及び継続更新時に所定の手続きを経てクラブに納入します。

② 年会費は、一度納めると複数の種目活動に参加できます。

③□年会費は、傷害保険料とNPO法人運営費に充てられます。

④ 年会費は、原則として返金しません。

II：月会費

①□月会費は、種目・事業毎に異なります。（種目別開催要項や案内チラシをご覧ください。）

②□月会費の支払方法は、種目別より異なります。現金での支払い（月払・半年払・年一括払）となります。種目代表者が事務局におたずねください。

なお、土・日・祭日や夜間の活動時に施設使用料等を徴収する場合があります。その場合事前に通知いたします。

③ 月会費は、種目活動の事業費に充てられます。

（休会・退会・住所変更など）

第5条 活動会員は、次の事項に該当する場合は、事前に所定の手続きを行ってください。

(1) 休会

1ヶ月以上連続して欠席する場合は、月末までに所定の休会届をクラブに提出してください。該当期間の月会費は、免除できる場合があります。

- ・休会期間途中で復帰をする場合は、当該月の会費を納入してください。

なお、復帰する際は、クラブへ必ず連絡してください。

- ・2ヶ月以上無断で欠席した場合及び2ヶ月以上会費を滞納した場合は、退会したものとみなします。

(2) 退会

- ・退会しようとする会員（保護者）は、月末までに退会届をクラブに提出してください。

- ・既に納入された月会費は、原則返金しません。

(3) 住所変更など

- ・会員の姓名・住所及び電話番号に変更が生じたときは、変更届を速やかにクラブに提出してください。（事故などが発生した場合、傷害保険の手続きに支障が生じる場合があります。）

（会員証）

第6条 会員証の利用に際しては、次の事項を遵守してください。

(1) 会員証は、利用の都度、受付に提出してください。

(2) 参加種目・住所などを変更する場合は、必ず会員証を添えて変更届を提出してください。

(3) 会員証は、本人の使用に限ります。

(4) 会員証を破損、紛失した場合は速やかにクラブに連絡してください。実費（100 円）にて再発行します。

① 活動時は常に携帯し、クラブ役員から提示を求められたとき及び別に定める会員優待

を受けるときは、会員証を提示してください。

② 退会される場合は、クラブに返却してください。

(組織)

第7条 クラブの定款第5条の事業を円滑に行うため、次の会を組織する。

(1) 運営委員会

(2) 3部会(総務・企画・指導者)

(役員・委員の選出)

第8条 運営委員長、副運営委員長、運営委員は、理事会で推挙し理事長が委嘱する。

2 部会の部長、副部長、各部会委員は、理事会で推挙し理事長が委嘱する。

3 クラブマネージャーは理事長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 運営委員長は各部会を統括する。

2 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 部長は各部会別に、それぞれの部会を掌理する。

4 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

5 クラブマネージャーは本クラブ運営にあたる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員の欠員が生じたときはそれを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 クラブの活動会員の目的達成のため、次の会議を開催する。

(1) 活動会員説明会

(2) 運営委員会

(3) 3部会

(活動会員説明会・臨時活動会員説明会)

第12条 活動会員説明会は、会員並びに第8条に定める役員・委員をもって構成し、年1回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、または大会会員の3分の2の要求があった時に臨時活動会員説明会を開催することができる。活動会員説明会・臨時活動会員説明会は、次の事項について報告、審議する。

(1) クラブの活動会員事業に関する事柄。

(2) 会員会則に関する事柄。

(3) 役員の選出に関する事柄。

(4) その他必要と認められる事柄。

(5) 上記事項の決議事項については、理事長が理事会に上程する。

2 活動会員代議員は、登録チームの代表者、大会会員20名につき1名の割合で、活動会員説明会の都度これを選出する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、第8条第1項に定める役員および理事長が委嘱した委員をもって構成する。

2 運営委員会は、理事長から提案された事項について検討協議する。

3 運営委員会は、部会から提案された事業の計画および運営に関する事項について検討協議する。

4 運営委員会は理事長が必要に応じ招集する。

(部 会)

第14条 3部会に次の部会を置く。

総務部会

企画部会

指導者部会

2 各部会は、第8条第2項に定める役員を持って構成する。

3 各部会の活動内容は次のとおりとする。

総務部会 広報活動・調査活動、他の部会に属さないもの。

企画部会 大会・イベントの企画等に関すること。

指導者部会 講習会・研修会の企画運営、指導者・スタッフの発掘育成に関する
こと。

4 各部会は、クラブの具体的な事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。

5 部会は、理事長、運営委員長及び各部会長が必要に応じ招集する。

(事故の責任)

第15条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定および施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブおよび施設管理責任者、指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第16条 会員は、クラブが定める保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
未加入者の活動中の事故についてクラブは一切の責任を負わない。

(個人情報の取り扱い)

第17条 クラブは、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法律等を遵守し、クラブの個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱うものとする。クラブの広報・啓発活動及び会員のサービス向上等の目的のみに利用する。

(規約の改正)

第18条 本会則の改正は、理事会において過半数の賛成を得なければならない。

(規約以外の必要事項)

第19条 本会則に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会で決議し理事会の承認を得る。

附則 この会則は平成22年4月1日から施行する。

この会則は平成23年4月1日から施行する。